

津市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

平成 27 年 3 月 31 日訓第 47 号

改正 平成 30 年 10 月 1 日訓第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 自立相談支援事業の対象者は、本市の区域内に居住している生活困窮者（法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者をいう。）とする。

(主任相談支援員等の設置等)

第 3 条 自立相談支援事業の円滑な実施を図るため、本市に主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員（以下「主任相談支援員等」という。）を置く。

2 主任相談支援員は、自立相談支援業務の管理運営、支援困難事案等高度な相談支援、他の支援員の指導及び育成等を行うものとする。

3 相談支援員は、支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、当該計画に基づく包括的な相談支援、訪問支援等を行うものとする。

4 就労支援員は、公共職業安定所等関係機関と連携し、能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行うものとする。

5 主任相談支援員等は、厚生労働省が実施する養成研修を修了している者でなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(委託)

第 4 条 自立相談支援事業は、市長が適当と認める法人その他の団体にその一部を委託してこれを行うものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成３０年１０月１日訓第４６号）
この訓は、平成３０年１０月１日から施行する。